

第 2 号 (平成 2 7 年 3 月 1 1 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

平成27年3月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成27年3月11日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成27年3月11日午前 9時58分 議長 木村武壽

閉会 平成27年3月11日午前11時55分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	古川	昭義	9番	谷田	操
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山	英高	議会書記	菱本	嘉昭
議会書記	中坊	玲子	議会書記	森田	肇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	中谷	浩三
----	----	----	-----	----	----

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱	嶋田 昌弘	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長 兼 務	藤林 学	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也
企 画 財 政 課 長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝	保 健 医 療 課 長	小川 淳一
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	畑中 智博
産 業 環 境 課 長	野田 昌司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成27年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

平成27年3月11日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第16号 町道路線認定の件
- 第3 議案第17号 町道路線変更の件
- 第4 議案第18号 町道路線廃止の件
- 第5 議案第21号 平成26年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 第6 議案第22号 平成26年度井手町介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 第7 議案第23号 平成26年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 第8 議案第24号 平成27年度井手町一般会計予算
- 第9 議案第25号 平成27年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第10 議案第26号 平成27年度井手町水道事業会計予算
- 第11 議案第27号 平成27年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第12 議案第28号 平成27年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議案第29号 平成27年度井手町介護保険特別会計予算
- 第14 議案第30号 平成27年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第15 議案第31号 平成27年度井手町多賀財産区特別会計予算

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しておりますので、平成27年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、申し上げます。

平成23年3月11日午後2時46分、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生しました。この突然の大地震とその直後の大津波により幾多の尊い生命が失われた災害から、本日で4年を迎えます。

亡くなられた方々の無念の思い、最愛の家族を失われたご遺族の深い悲しみに思いをはせますとき、まことに痛恨のきわみであり、哀悼の念にたえません。ここで、亡くなられた方々の御霊に対して黙禱をささげたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。

東日本大震災で亡くなられた方々へのご冥福をお祈りするため、黙禱を行います。

黙禱。

（黙禱）

議長（木村武壽） 黙禱を終わります。ご着席お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、古川昭義議員、9番、谷田 操議員を指名します。

次に、日程第2、議案第16号、町道路線認定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（議案第16号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 今、1から3までは地権者の租税に関する措置を受けるためというようなこととか、開発に伴ってとか、いろいろあったんですけど、じゃ、4の方はもう既に道路の形態はあるわけですか。これは開発地で、民間で開発しはって、今のところ民有地ですけれども、そこを役場が買い取って町道にするということですか。

それと、普通、今まで町道認定といったら、ミニ開発とかでできた道路をその業者さんから寄附を受けて、その後に認定するという例が多かったと思うんですけど、1、2、3というのは、今まだ影も形もないところを町道として認定するということになる、道路幅員とかそういうのがまだ何も決まってないわけですよ。そういう形で認定をするということは、通常に行われていることなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) ただいまの谷田 操議員のご質問にお答えします。

まず、4番の白坂地区の開発道路であります、現地は町道の取り合い部分はできています。昨日の一般質問でもありましたが、第1工区、第2工区、第3工区という形で仕上げていく予定であります。仕上がったところから分譲するということでもありますので、仕上がった後に完了検査をして、その部分を供用して引き取っていくという形に考えているところであります。

続きまして、今現在まだ実物がない道路ということではありますが、道路法第8条第2項に基づきまして、路線名と起終点を明らかにして、それを町が管理する道路という形で施工していくのはよくあることでございます。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中坊 陽議員。

8番(中坊 陽) 3番目、ほかのところも関連するかわかりませんが、きのうの一般質問等々で、道路はこれからどこを通るか検討するというようなことやったんですけど、これ、小字名まで起点と終点、明記されてますが、これについては変わらないということ判断したらいいんですかね。途

中はこの図面とは多少変わっても。確認です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 基本的にはこのとおりで進めていく予定をしております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 4番について確認ですけれども、町が引き取るという言い方をされましたけども、それは寄附を受けるという解釈でいいんですか。買収するんですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 買収するものではございません。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 大変失礼しました。寄附を受けていく予定でございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第16号、町道路線認定の件を採決します。

議案第16号は原案のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第3、議案第17号、町道路線変更の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（議案第17号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第17号、町道路線変更の件を採決します。

議案第17号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第18号、町道路線廃止の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（議案第18号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第18号、町道路線廃止の件を採決します。

議案第18号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第21号、平成26年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一)

(議案第21号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第21号、平成26年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)を採決します。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第22号、平成26年度井手町介護保険特別会計補正予算(第3回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第22号を朗読説明）

議長（木村武壽） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 5ページの歳入の部で繰越金の補正ですけれども、決算書を私今持っていないからあれですが、この5,275万5,000円というのは決算額全てということでしょうか。

それで、残ってきているので、決算のときにも、介護保険料が高過ぎたん違うかという話をさせてもらったら、「いや、これはまだ2年目です。3年目はもっと要るかもしれないから」みたいな話があったんですけども、結局、これ、準備基金を歳出の方で2,500万積み立てされるわけですね。きのう決まった第6期の保険料の計算の根拠では、準備基金から2,600万入れるというふうになっているわけですね。この準備基金は、ここの総額、今、積み立て2,501万9,000円というのが全額なのか、これは今年度の分だけであって、前年度の分からの積立金がまだあって、総額、まだ基金はもう少しあるのか、どちらでしょうか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

平成26年度の決算見込みで申し上げますと、今回計上させていただいております繰越金程度は残ってくるであろうと見込まれますので、また、町長より指示がありましたので、繰越金2,500万円を基金に積み立てて、第6期の介護保険料に現在の基金と合わせて2,600万円を取り崩して繰り入れることといたしました。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 歳入の方は、25年度の決算で繰越金は確定するわけでしょう。それは、10月に決算委員会しましたね。そのときに出了決算額

と同じですねということを確認しているんですよ。繰越金って、ちょこちょこ入れていくとか、そういうことをしはりますから、決算終わったんやから、その全額を繰越金として歳入の方に入れられたんですねと、もうありませんねということの確認です。

それと、歳出の方は、今回2,500万積み立てましたけども、今の説明でもあったとおり、積み立てた基金の中から2,600万を取り崩して第6期の保険料の軽減に充てましたということやから、基金はもっとあるんじゃないですかと。うち2,600万取り崩すということは、今現在、準備基金はどれだけあるんですかということをお尋ねしています。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

現在の基金残高でございますが、こちらでわかる資料では、平成26年3月末現在、99万1,968円が基金の金額となっております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) だから、ことしの年度初めで100万ぐらいの基金がありました。それで、前年の繰越金を全部入れたら、2,500万ぐらいはまたことしも残るでしょうという見通しで、それを基金に入れます。そうすると合計2,600万だから、その分全額取り崩して6期の保険料の軽減に充てますよということやと思うんですけども、前年度の実績からいうたら、繰越金が5,000万以上あったわけですね。ほんで、現在見通しとして2,500万しか残らないという見通しなんですね。まだこれは最終決算と違うから、最後、最終決算をふたあけたら、やっぱり5,000万もあったやないかということになったら、何でもっと取り崩して第6期の保険料を下げるのに使わへんかったんやということになりますけど、こういう見通しだということ自分で自信を持って第6期の計算をされたというふうに理解していいですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田議員のご質問にお答えします。

谷田議員がおっしゃるとおり、給付というのはどれだけ26年度で伸びるかわからない状況でありますので、2,500万円程度は繰越金が残るであろうと、こちらの方で見込んで、今回このように計算させていただいたところであります。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 残ってくるから次の保険料の軽減に使うと、それはまあいいんですよ。残ってたらそうしなあかんし。私は一般会計から繰り入れてでも抑制してほしいということは言っているけれども、まず介護保険の会計の中で残ってきた分については、当然、全額保険料抑制に使うべきやと。

しかし、よく考えますと、そのお金は誰のお金なのかということを考えたときには、この3年間に納められた被保険者の方が払われたお金がほとんどですよ。まだ前からも残っている分あるかもしれないけど。それを次の3年間に利用される。被保険者の方のところの抑制に使う。介護保険ですから、やっぱり高齢者の方が皆さん対象ですので、3年後には残念なことにお亡くなりになっている方も多数あるわけですから、やはりその年度年度で、せめて3年ごとの一期一期で十分に計算をして、ぎりぎりのところでやってもらわなあかんと思うわけです。だから、やっぱり繰り越しが5,000万も出てくるとかいうのはどうなのかなと思うわけですが、今回もこれ、歳入が足らんようになったら困るから2,500万程度と見込んでやるわけで、最後はもっと残るやろうと思うんですよ。だから、その辺はもう少し考えるべきなんじゃないかと思いますが、やっぱり2,500万しか残らないということですか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） そのような議論を事務当局と私どもと十分重ねて、従来の運営で言いますと、繰越金を若干残しながら対応していくという形で、事務当局は、まだ最終その年度の見込みでどれだけ給付がふえるかわからないという安全面で積算をしてきて、持って上がってまいりました。最後、町長の方から、不必要にそういう繰越金を残すよりも、それを保険料に充てて、

少しでも被保険者の負担割合を少なくするという指示のもと、今回、できる限り精査をしながら、こういう結果になって、2,600万を保険料に充てるということにしてきたわけであります。

なお、事務的にそういうことがために3年間給付が急激に伸びた場合どうするのかということも議論しながら、そのときは財政安定化基金を京都府の方からお借りして、それで対応して、その次の年にはそれをまた償還せなあかんという議論も十分詰めた上で、現時点における決算見込みを立てて、最大限保険料に充当できる分を繰越金として、そして基金として積み立てをしたというところがございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第22号、平成26年度井手町介護保険特別会計補正予算（第3回）を採決します。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第23号、平成26年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第23号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。
これから、議案第23号、平成26年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第24号、平成27年度井手町一般会計予算から、日程第15、議案第31号、平成27年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第24号、平成27年度井手町一般会計予算の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第24号を朗読説明)

議長(木村武壽) 引き続き、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(主な事業の説明)

議長(木村武壽) この際、暫時休憩します。15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、議案第25号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

保健医療課長（小川淳一）

（議案第25号を朗読説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第26号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第26号を朗読説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第27号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第27号を朗読説明）

議長（木村武壽） 引き続きまして、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（主な事業の説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第28号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

保健医療課長（小川淳一）

（議案第28号を朗読説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第29号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第29号を朗読説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第30号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

(議案第30号を朗読説明)

議長(木村武壽) 次に、議案第31号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第31号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は、各会計名並びにページ数を明示の上、質疑願います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。

本8件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第24号、平成27年度井手町一般会計予算から、日程第15、議案第31号、平成27年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第3項の規定により、議員全員を予算特別委員会の委員に指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員全員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

ただいま予算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩したいと思います。休憩中に特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選を願います。なお、その結果を報告願います。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午前 11 時 55 分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました予算特別委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員会の委員長には丸山久志議員、副委員長には村田忠文議員と決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は 3 月 30 日 10 時から会議を開きます。

散会 午前 11 時 55 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 古 川 昭 義

署名議員 谷 田 操